

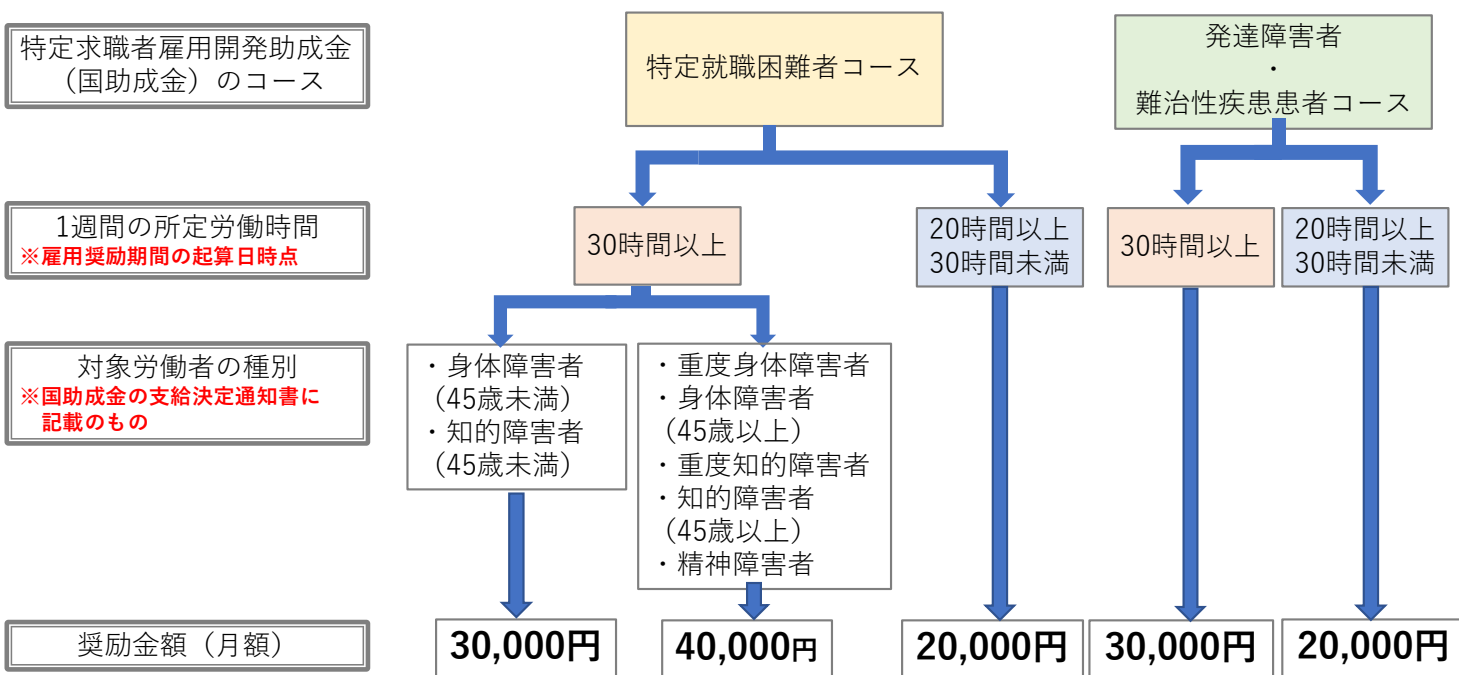
福山市障がい者雇用奨励金

福山市は障がい者雇用の促進・安定を図るため、市内に居住する障がい者（身体・知的・精神・発達障がい）を雇用する事業主に、国の「特定求職者雇用開発助成金」等に引き続き「福山市障がい者雇用奨励金」を交付します。電子申請方法や申請書類の様式は福山市ホームページに掲載しています。

交付要件

- ・市内において、市内に居住する障がい者を就業させている事業主。ただし、就労継続支援A型による障がい者雇用は対象としない。
- ・公共職業安定所の紹介で雇用した障がい者が国の助成金の対象となり受給した事業主。
- ・対象の障がい者を雇用奨励期間の満了後、引き続き雇用の継続が確実であること。
- ・市の雇用奨励金の交付対象期間中、事業所内の常用雇用労働者を、解雇していない事業主。（ただし、やむを得ない場合は除く。）

奨励金額



申請方法

福山市電子申請システム又は申請書類を持参若しくは郵送で申請できます。

問合せ・申請窓口

福山市経済環境局経済部産業振興課
〒720-8501 福山市東桜町3番5号
電話（084）928-1040

詳しくは福山市ホームページへ

雇用奨励期間や必要書類はチラシの裏面にも記載しています。



雇用奨励期間

第1期：6か月 第2期：6か月

- ・第1期：国の助成金の支給対象期間の満了した翌月1日を起算日として、6か月引き続き雇用している場合の6か月間が対象
- ・第2期：第1期の終了後、引き続き12か月雇用している場合の最初の6か月間が対象

申請時期

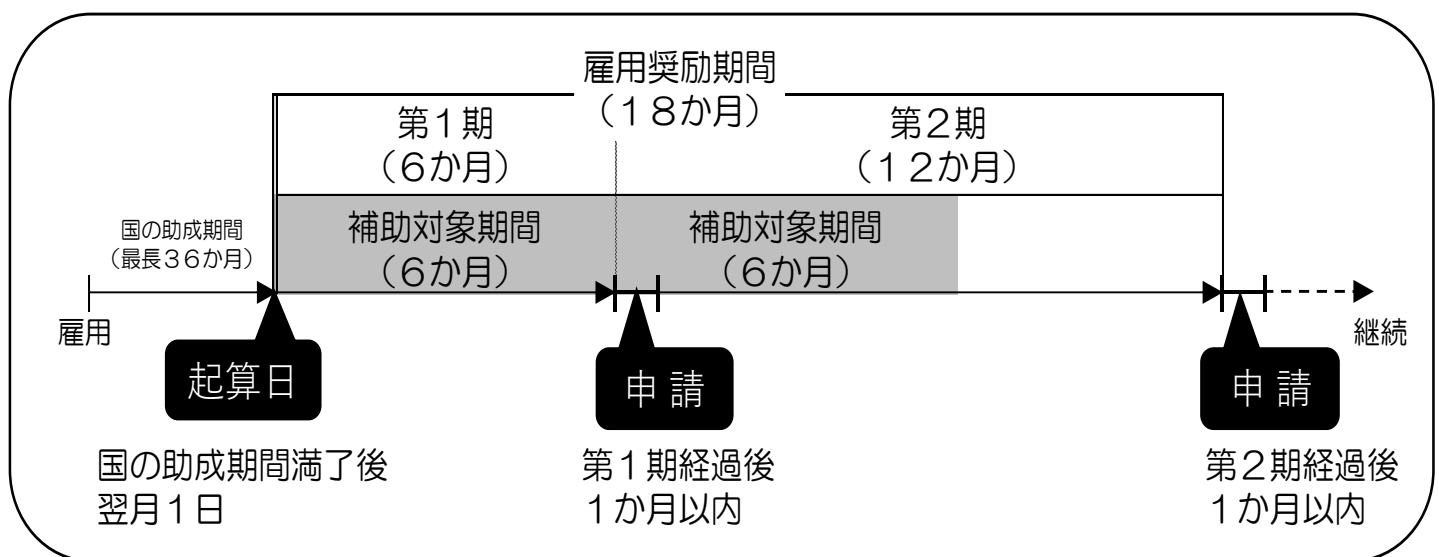
起算日から18か月までの期間

第1期、第2期終了後1か月以内

※第2期は、第1期と雇用奨励期間が異なります。

※やむを得ず資料提出が1か月を超える場合はご連絡ください。

交付期間



必要書類

【電子申請の場合】

- ・誓約書兼同意書（様式第4号）
- ・国の助成金の支給決定通知書（全期）の写し
- ・奨励期間の起算日における所定労働時間が確認できる書類の写し
（例）雇用契約書など
- ・次の期間の出勤状況が確認できる書類の写し
①起算日の前後2週間ずつ ②申請日の直前の1か月
（例）タイムカードや出勤簿など
- ・雇用奨励期間の賃金の支給状況が確認できる書類の写し
（例）賃金台帳など

【書類郵送又は窓口持参の場合】

上記に加えて、次の書類が必要です。様式は福山市ホームページからダウンロードできます。

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・月別内訳票（様式第2号又は様式第3号）